

4/24 × 周知済

令和2年4月24日

県内医療関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治  
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請について

日ごろより、県政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本県を対象区域に含む新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出されました。

また、同月16日には、緊急事態宣言の対象が、全都道府県に拡大し、本県は、特に感染拡大の恐れがあることから「特定警戒都道府県」に指定され、さらなる感染拡大防止対策を実施する必要があります。

4月25日（土）から5月6日（水）まで、ゴールデンウィークを迎えるにあたり、多くの人が外出することが想定されます。感染拡大防止のため、ゴールデンウィークに外出を自粛することが重要となります。

4月10日付に貴会に新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の協力要請について、構成員への皆様への周知をお願いしたところですが、ゴールデンウィークに向けて、構成員の皆様に対して、休業の協力要請の周知徹底を再度お願いします。

問合せ先

健康医療局 保健医療部 医療課

医療整備グループ 大日向

電話 045 (210) 1111 内線 4874



# 基本的に休止を要請する施設 (特措法施行令第11条に該当するもの)

(別紙1)

施設の種類	要請内容	内 訳
遊興施設等	<b>施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)</b>	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 (床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。)
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場  博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

# 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	<p>大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等</p> <p>※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業</p>
集会・展示施設	<p>博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)</p>
商業施設	<p>生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗</p> <p>※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業</p>

## 施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	<p>原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請</p>	<p>学校(大学等を除く。)</p>

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

# 【別表】適切な感染防止対策

目 的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	従業員の見温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の見温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触 感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗、事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限

(別紙2)

# 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需品 資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需品資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請 営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等 (宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機 物流サービス(宅配等) 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・ 官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
社会福祉施設 等	適切な感染防止対策の協力要請	保育所、放課後児童クラブ、預かり保育等を実施している幼稚園 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての事業  メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

# 【別表】適切な感染防止対策

## 目的

## 具体的な取組例

発熱者等の施設への入場防止

従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止

来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限

3つの「密」  
(密閉・密集・密接)の防止

店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)

換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)

密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)

飛沫感染、接触感染の防止

従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行

来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行

店舗、事務所内の定期的な消毒

移動時における感染の防止

ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)

従業員数の出勤数の制限(テレワーク等の在宅勤務の実施等)

出張の中止(電話会議やビデオ会議などの活用)、来訪者数の制限